

訴 状

2023（令和5）年2月24日

東京地方裁判所立川支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小 林 克 信
同 弁護士 村 松 暁
同 弁護士 神 垣 真 歩

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

詐害行為取消等請求事件

訴訟物の価額 金 [REDACTED] 円

貼用印紙額 金 [REDACTED] 円

請求の趣旨

第1 主位的請求の趣旨

- 1 別紙譲渡資産目録記載の物件について、被告Aと被告有限会社日の出乗馬が令和4年11月18日に締結した事業譲渡契約、及び、被告Aと被告株式会社アルバが令和4年12月4日に締結した譲渡契約をそれぞれ取り消す。
- 2 被告有限会社日の出乗馬は、原告Eに対して、金・・・円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 被告有限会社日の出乗馬及び被告Bは、原告Eに対して、連帯して、金・・・万

円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 被告らは、原告Cに対して、連帯して、金・・・円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

5 被告らは、原告Dに対して、連帯して、金・・・円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

6 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決並びに第2項乃至第5項につき仮執行宣言を求める。

第2 予備的請求の趣旨（主位的請求の趣旨1が認められない場合）

1 被告株式会社アルバは、原告Cに対して、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

2 被告株式会社アルバは、原告Dに対して、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

3 被告株式会社アルバは、原告Cに対して、令和5年1月末日から本判決確定の日まで毎月末日限り、金・・・円及びこれらに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 被告株式会社アルバは、原告Dに対して、令和5年1月末日から本判決確定の日まで毎月末日限り、金・・・円及びこれらに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

との判決並びに第3項及び第4項につき仮執行宣言を求める。

目次（請求の原因）

第1	当事者等	5
1	被告ら	5
2	原告ら	5
3	事案の概要	6
第2	詐害行為取消し(主位的請求の趣旨1)	7
1	原告らの被告日の出に対する債権(被保全債権)	7
(1)	原告Eの債権について	7
ア	被告日の出の債務不履行に基づく損害賠償請求権	7
イ	被告日の出及び被告Bの安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権	8
(2)	原告Cの債権について	10
(3)	原告Dの債権について	10
2	詐害行為としての事業譲渡(労働契約及び債務の不承継合意)	11
(1)	被告Aと被告日の出間の事業譲渡契約の概要	11
(2)	被告Aから被告アルバへの譲渡の概要	11
3	被告日の出の無資力状態の創出	12
(1)	2022年暮れの雇用契約終了の通知	12
(2)	原告Eと被告日の出間の損害賠償調停申立事件の不調による終了	12
(3)	小括	12
4	本件事業譲渡に関する詐害行為取消権の行使	13
第3	原告らの被告らに対する金銭請求(主位的請求の趣旨2乃至5)	13
1	被告日の出の債務不履行、及び、被告日の出・被告Bの共同不法行為による原告Eの損害賠償請求	13
2	被告らの共同不法行為による原告C及び原告Dの損害賠償請求	13
第4	原告C及び原告Dの被告アルバに対する労働契約上の地位確認及び未払賃金請	

求（予備的請求の趣旨 1 乃至 4）	14
1 労働契約が終了していないこと	14
2 労働契約が承継されていること	15
3 小括	16

請求の原因

第1 当事者等

1 被告ら

被告有限会社日の出乗馬（以下「被告日の出」という。）は、1996（平成8）年に設立され、あきる野市に乗馬場（借地）を設置し、日の出乗馬倶楽部の経営・乗馬の育成と販売・総合馬術の普及等を目的とする有限会社である（甲1）。

被告B（以下「被告B」という。）は、被告日の出の代表取締役である。

被告A（以下「被告A」という。）は、被告日の出から事業譲渡を受け、同事業を被告アルバに譲渡した者である。

被告株式会社アルバ（以下「被告アルバ」という。）は、乗馬クラブ等のレジヤ施設の経営等を目的として、2022（令和4）年11月17日に設立された株式会社であり、代表取締役が被告Aである（甲2）。

2 原告ら

原告C（以下「原告C」という。）は、高校生の頃から馬術部に所属し、1992（平成4）年には、馬術のスポーツ推薦で・・・大学に入学し、同大学在学中には、4年次で馬術部の主将を務め、初級乗馬指導者資格（ブリティッシュ）を取得した。同大学卒業後は、競走馬の育成に関わる職や被告日の出以外の乗馬倶楽部でインストラクターとして勤務し、2017（平成29）年に、被告日の出に入社し、現在に至るまで乗馬指導のインストラクターとして勤務している従業員である。なお、原告Cは、被告日の出から2021（令和3）年3月3日に解雇理由を「業績の悪化の為」とする解雇通知書を受領したため、東京地裁立川支部に地位確認等請求の裁判を提起し、同事件は、民事1部に係属している（令和3年（ワ）第889号事件）。

原告D（以下「原告D」という。）は、2020（令和2）年に被告日の出に

入社し、現在に至るまで馬の世話等を行う厩務員として勤務している従業員である。

原告E（以下「原告E」という。）は、被告日の出の乗馬クラブ会員である。他の会員と共同で購入した馬（F）を被告日の出に譲渡したが、被告日の出の不注意でFを死亡させたことから、被告日の出に対して債務不履行に基づく損害賠償請求権を有している。また、被告日の出のクラブ馬（G）により傷害を受けたことから、被告日の出及び被告Bに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

3 事案の概要

元々、原告Eと被告日の出との間で損害賠償請求調停が進行し、かつ、原告Cと被告日の出との間で解雇無効訴訟が進行していた。

2022年11月、被告日の出が、原告Eに対する損害賠償債務、原告C及び原告Dの賃金支払義務を免れることを意図して、被告Aに対し、被告日の出の労働契約上の地位は引き継がないことなどを内容とする同乗馬倶楽部の事業を譲渡した。2022年12月、被告Aは被告アルバに対し、被告日の出から被告Aが譲り受けた契約上の地位及び権利義務の全てを譲渡した。

そこで、原告らは、同事業譲渡を詐害行為として取り消しを求めるとともに、原告Eは、被告日の出に対し債務不履行に基づく損害賠償請求を、被告日の出及び被告Bに対し共同不法行為に基づく損害賠償請求を、原告C及び原告Dは、被告ら（被告日の出、被告B、被告アルバ、被告A）に対し、同事業譲渡によって被った経済的及び精神的苦痛を理由とする共同不法行為に基づく損害賠償請求を、それぞれ求めるものである。

また、仮に、詐害行為取消し請求が認められない場合には、原告C及び原告Dは、被告アルバに対し、被告アルバが被告日の出の労働契約上の地位を引き継いでいるとして、労働契約上の地位確認及び未払賃金の支払を求めるものである。

なお、原告C及び原告Dは、被告日の出に対し、東京地裁立川支部に賃金仮払い仮処分命令を申し立てており、同事件は、民事1部に係属している（令和5年（ヨ）第5号、第6号）

第2 詐害行為取消し（主位的請求の趣旨1）

1 原告らの被告日の出に対する債権（被保全債権）

(1) 原告Eの債権について

ア 被告日の出の債務不履行に基づく損害賠償請求権

(ア) 被告日の出の債務不履行

原告Eは、2017（平成29）年に被告日の出が経営する日の出乗馬倶楽部に平日会員として入会し、原告Cのレッスンを継続的に受けていた。被告日の出にはクラブ馬が足りず、新馬を購入する余裕がないとのことであったため、2019（令和元）年6月11日、原告Eは被告日の出との間で、原告Eが他の会員・・・名と共同で第三者から・・・円で購入した馬（名称:F、2008（平成20）年・・・生）を被告日の出に対しクラブ馬として無償で提供し、同馬を被告日の出が管理・利用して収益をあげることができるようにするとともに、Fを無償で提供した原告Eを含む会員・・・名のFの乗馬料（1回3850円）を無料とする旨の契約を締結した。

ところが、被告日の出は、Fの馬房¹内につき、おがくずがほとんどなく馬が滑りやすい状態のままにしていたため、2019（令和元）年12月末日頃から2020（令和2）年1月13日の間にFは馬房内において2回転倒して大けがを負い、1月13日の2回目の転倒で起き上がれなくなり、安楽死させざるを得なかった。

原告Eは、被告日の出との間で、Fの乗馬料（1回3850円）は無料とする契約を締結していたところ、被告日の出は、不注意のためにFを死亡させたこと

から、原告 E に対し、無料で F の乗馬をさせる債務を履行することができなくなった。

(イ) 原告 E の損害

原告 E は、前記①記載の契約を被告日の出と締結して、少なくとも週 2 回、月 8 回は乗馬していたことから、月・・・円、年間では・・・円の乗馬料を負担することなく乗馬することができていた。

被告日の出の不注意がなければ、少なくとも F は、馬の平均寿命からしても今後 10 年以上は生存していたはずであり、原告 E は、少なくとも 10 年間は F に無償で乗馬できる利益を失った。

そのため原告 E は、被告日の出の債務不履行により、少なくとも 10 年分の乗馬料・・・円の損害（逸失利益）を受ける結果となった。

(ウ) 小括

以上より、原告 E は、被告日の出に対し、少なくとも・・・円について、債務不履行に基づく損害賠償請求権を有している。

イ 被告日の出及び被告 B の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権

(7) 被告日の出及び被告 B の安全配慮義務違反

2022（令和 4）年 1 月 19 日午前 7 時 20 分頃、被告 B から原告 C にクラブ馬である「G」が「寝違えて倒れて起き上がれない状態だ」との連絡があった。原告 C は、直ちにクラブに赴き、無口をかけて起こそうとしたが、G が起きることとはなく、獣医の指示を仰いで、原告 C、同 D、同 E 及び原告 C のレッスンを受けている会員が協力して、獣医が到着する前に、G を起こして寝返りを打たせようと何度も試みた。その際に、被告 B はそばにいてオロオロして、原告 E が、原告 C らと一緒に G の介護をするのをただ見ているだけで、自ら何をすべきかの判断もできていない状況であった。

そのような状況の中で、原告 E は、原告 C らと協力して、G を起こそうとして

¹ 馬が生活する小屋のこと

いた際に、Gが原告Eのところ倒れこんできて、原告Eは、足を挟まれて「左脛骨高原骨折」の傷害を負った。

被告日の出及び本件事故現場にいた被告Bは、クラブ馬のGの介護として必要であったとしても、馬を起き上がらせるという危険な行為を、馬の介護の専門家ではない一般の会員である原告Eにさせるべきではなかった。被告日の出及び被告Bは、原告Eが、Gを起こすという一般の会員にとっては危険な行為を行おうとしていることを認識していたのであるから、原告EにGから離れるべきことを求め指導すべきなど、原告Eの安全に配慮する義務があったというべきである。

原告Eは、被告日の出及び被告Bの安全配慮義務違反により、「左脛骨高原骨折」の傷害を負ったものであり、被告日の出及び被告Bは、連帯して、原告Eの損害について、共同不法行為に基づく賠償責任を負うというべきである。

(イ) 原告Eの損害

原告Eは、2022（令和4）年1月19日に骨折し、整形外科で「左脛骨高原骨折」と診断されて松葉杖を使用しなければならない状態となり、同年4月1日に松葉杖を返却後も痛みが残存していることから、現在も通院中である。

原告Eは、松葉杖での生活を余儀なくされ、業務や家事労働に十分に従事することができなくなるとともに、趣味である乗馬もできない状態になり、多大な精神的苦痛を受けるに至った。

原告Eの慰謝料は、少なくとも金・・・円を下回ることはない。

また、原告Eは、前記慰謝料を請求するため、弁護士に依頼せざるを得なかったことから、弁護士費用として前記損害額の1割相当である金・・・円も損害にあたる。

(ウ) 小括

以上より、原告Eは、被告日の出及び被告Bに対して、金・・・円について共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

(2) 原告Cの債権について

原告Cは、2017（平成29）年10月に被告日の出との間で期間の定めのない労働契約を締結して雇用され、現在は、以下の労働条件で被告日の出のインストラクターとして就労している労働者であり、被告日の出に対して、本年1月支払分（昨年12月21日～本年1月20日就労分）以降の賃金請求権及び就労請求権を有している。

② 契約期間：期間の定め無し

②賃金：基本給・・・万円、技能手当・・・万円、指導手当・・・万円、住宅手当・・・万円、交通費・・・万円、支給額合計・・・万円

③業務内容：乗馬指導・倶楽部所有馬の調教及び調整

④賞与：年に2回（夏冬支給）

⑤賃金支払：20日締め末日支払

なお、原告Cと被告日の出は、前記の令和3年（ワ）第889号事件に先立つ仮処分事件（令和3年（ヨ）第30号事件）において、「本案訴訟（東京地方裁判所立川支部令和3年（ワ）第889号地位確認等請求事件）における終局的解決までの間、従前の雇用状態を暫定的に維持することを確認する。」との和解を行い、原告Cは、被告日の出において、インストラクターの業務に従事し、被告日の出は、原告Cに昨年12月まで賃金の支払いをしていたが、本年1月以降の賃金の支払いをしていない。

(3) 原告Dの債権について

原告Dは、2020（令和2）年4月に被告日の出との間で期間の定めのない労働契約を締結して雇用され、被告日の出の厩務員として就労している労働者であり、被告日の出に対して本年1月支払分（昨年12月21日～本年1月20日就労分）以降の賃金請求権及び就労請求権を有している。

なお、当初は、口頭での契約であったが、2021（令和3）年2月9日付け

で被告日の出から以下の内容の労働条件通知書が出された。

- ② 契約期間：期間の定め無し
- ②賃金：・・・円
- ③労働時間：水・木・金・土・日は、午前9時から17時
火は、午前9時から12時
- ④業務内容：厩務作業及び一般作業
- ⑤賃金支払：20日締め末日支払

2 詐害行為としての事業譲渡（労働契約及び債務の不承継合意）

別紙譲渡資産目録記載の物件について、被告Aと被告日の出との間において、2022（令和4）年11月18日付けで、以下の内容の事業譲渡契約（以下「本件事業譲渡」という。）が締結され（甲3）、さらに被告Aから被告アルバに、2022（令和4）年12月4日付けで、被告日の出から被告Aが譲り受けた契約上の地位及び権利義務の全てが譲渡された（甲4）。

(1) 被告Aと被告日の出間の事業譲渡契約の概要

第1条（事業譲渡）：甲（被告日の出）の事業の全部（乗馬クラブの運営事業）を乙（被告A）に譲渡する。

第4条（債務の承継）：乙は、法律上の原因の如何を問わず、事業譲渡日に既に発生している甲の債務及び事業譲渡日以前の原因に基づき事業譲渡日以降に発生する甲の債務を一切引き受けない。

第7条（譲渡価格）：本件事業譲渡の対価は、50万円（消費税込み）とする。

第11条（雇用契約）：乙は、甲の雇用契約を一切承継しない。等

(2) 被告Aから被告アルバへの譲渡の概要

覚書第1条（事業譲渡日）：乙（被告A）は、本日（2022年12月4日）付けで、原契約上（同年11月18日付け前記の事業譲渡契約書）の地位及び権利義務の全てを丙（被告アルバ）に譲渡するものとし、甲（被告日の出）はこれ

を承諾する。

3 被告日の出の無資力状態の創出

(1) 2022年暮れの雇用契約終了の通知

被告日の出は、原告C及び原告Dに対して、2022（令和4）年12月26日付け「通知書」において、「日の出乗馬クラブの事業全部を、本年12月4日をもって、A氏及びA氏が代表取締役の株式会社アルバに譲渡致しました。従って、有限会社日の出乗馬の実体はなくなり、貴殿との雇用契約も終了となりましたので、雇用契約は本年12月をもって終了しますことを、通知致します。」と通知した（甲5、甲6）。

被告日の出が、本件事業譲渡により無資力状態になったことは、前記通知書において、被告日の出が「事業全部を・・・譲渡致しました。従って、有限会社日の出乗馬の実体はなくなり」と表明していることから明らかである。

(2) 原告Eと被告日の出間の損害賠償調停申立事件の不調による終了

原告Eは、前記第2・1（1）アで主張したFの死亡による損害賠償請求の調停を立川簡易裁判所に申立を行い（令和3年（ノ）第82号損害賠償請求調停事件）、調停成立に向けての協議を続けてきた。2022（令和4）年12月23日の期日において、最終調整を行う段階に来ていたところ、被告日の出から事業譲渡により実体なくなり、調停を成立させることができないとの説明がなされ、調停が不成立となった。

被告日の出が、本件事業譲渡により、乗馬クラブの経営を継続することが困難になり、無資力状態になったことから、損害賠償に関する調停を成立させることができなくなったものである。

(3) 小括

以上により、被告日の出が、本件事業譲渡により、無資力状態になったことは明らかである。

4 本件事業譲渡に関する詐害行為取消権の行使

原告らは、前記第2・1記載の各債権を被告日の出に対して有していた（原告Eについては、被告Bに対しても被告日の出との共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有していた。）。ところが、被告日の出から被告Aに対する本件事業譲渡により、被告日の出は前記のとおり無資力となり、被告日の出は、原告らが有する前記第2・1記載の各債権の履行が不可能になった。

被告A及び被告アルバは、本件事業譲渡により、被告日の出が無資力状態になり、原告ら債権者を害することを十分に認識していた。

よって、原告らは、被告A及び被告アルバに対して、詐害行為取消権に基づき、別紙譲渡資産目録記載の物件について、被告日の出と被告A間の本件事業譲渡契約及び被告Aと被告アルバ間の譲渡契約の取消しを求める。

第3 原告らの被告らに対する金銭請求（主位的請求の趣旨2乃至5）

1 被告日の出の債務不履行、及び、被告日の出・被告Bの共同不法行為による原告Eの損害賠償請求

原告Eは、被告日の出に対し、前記第2・1（1）アで主張した債務不履行に基づく損害賠償請求の一部請求として金・・・円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払い、並びに、前記同イで主張した被告日の出及び同被告Bの安全配慮義務違反（共同不法行為）に基づく損害賠償請求として金・・・円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 被告らの共同不法行為による原告C及び原告Dの損害賠償請求

被告ら（被告日の出、被告B、被告アルバ、被告A）は、共同して、整理解雇法理及び労働契約法16条を潜脱する目的で本件事業譲渡を行い、違法に原告C及

び原告 D と被告日の出間の雇用契約の終了を通知したものであり、違法な解雇と同様に損害賠償責任を負う。

被告らの共同不法行為により原告 C 及び原告 D が受けた経済的損失及び精神的苦痛は著しく、前記損失及び苦痛の慰謝料としては各・・・円が相当である。

また、弁護士費用の損害として、損害賠償額の 1 割の・・・円が相当である。

よって、原告 C 及び原告 D は、被告らに対し、共同不法行為に基づき、それぞれ金・・・円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第 4 原告 C 及び原告 D の被告アルバに対する労働契約上の地位確認及び未払賃金請求（予備的請求の趣旨 1 乃至 4）

仮に、本件事業譲渡契約が詐害行為に該当しないことにより、主位的請求の 1 が認められない場合は、主位的請求 1 の予備的請求として、原告 C 及び原告 D は、本件事業譲渡契約により、被告日の出との労働契約が被告アルバに承継されているとして、以下のとおり被告アルバに対し、原告 C 及び原告 D の労働契約上の地位確認及び未払賃金の支払を請求する。

1 労働契約が終了していないこと

被告日の出が、昨年末に原告 C 及び同 D に通告した、事業譲渡をしたことにより事業の実体がなくなったので、労働契約が終了するとの通知は、何等の法的な根拠のない一方的な契約終了の通知であり、許されるものではない。

あえて法的に理解するならば、業績悪化で事業経営が困難になった場合に行われる整理解雇という言うことにならないのではないかとと思われる。しかし、意図的に事業経営が困難になる状態を自ら作出しながら、それを理由に整理解雇することは禁反言の法理からしても到底許されるものではない。

また、整理解雇の基準にも以下のとおり合致しない。すなわち、業績の悪化等

を理由とする本件解雇が有効となるためには、①使用者に人員整理の必要があること②使用者が当該労働者の解雇を回避するための努力をしていること③解雇する対象として当該労働者を選択することに合理性があること④解雇するにあたり労働者と十分協議していることが必要とされている。しかしながら、本件では、被告日の出は、原告 C 及び同 D に対して、経営不振であることや人員整理の必要性があることについて本件事業状態前において、具体的な根拠を全く示しておらず、労働契約を承継し、譲渡価格も本件事業譲渡よりも高いより有利な事業譲渡先等を何ら検討しておらず、前記原告らの解雇を回避する努力も一切行っていない。また、前記原告らを解雇対象とした選択に合理性はなく、解雇通告以前において被告日の出は前記原告らとの誠実な協議を一切行っていない。

よって、本件解雇は、明らかに整理解雇の有効要件に合致するものではなく、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるとはいえず、解雇権の濫用にあたるものとして無効である（労働契約法 16 条）。

2 労働契約が承継されていること

本件事業譲渡契約では、労働契約が承継されないとの合意がなされている（第 11 条）。

しかし、本件事業譲渡は、被告日の出と被告 A 及び被告アルバは、それぞれが別の法人格であることを利用して、会社にとって気に入らない原告 C 及び同 D らの従業員を排除（実質的に解雇）することを目的として行われたものであり、法人格を濫用するものとして、法人格否認の法理が適用される場面である。そのため、被告らは、前記原告らに対して、法人格が別であることを主張することはできず、被告日の出と前記原告らとの労働契約が被告アルバに承継されることになる。

また、法人格否認の法理の適用を検討するまでもなく、本事業譲渡契約第 11 条の雇用契約を承継しない合意は、労働契約法 16 条及び整理解雇の基準を潜脱

する目的をもってなされたものであり、かつ東京地裁立川支部に現在係属中の解雇無効の裁判を無意味にするものであって原告 C の裁判を受ける権利をも否定するものであるため公序良俗に違反して無効である（民法 90 条）。本件事業譲渡は、被告日の出が運営していた日の出乗馬クラブの施設及び経営を有機的一体のものとして被告アルバが引き継いだものであるため、クラブ経営として不可欠な従業員との雇用契約も有機的一体なものとして、被告アルバに包括的に引き継がれているものである。

3 小括

よって、原告 C は、被告アルバに対して、労働契約上の地位の確認を求めるとともに、賃金請求権に基づき、原告 C に対する令和 5 年 1 月末日から本判決確定の日まで毎月末日限り、金・・・円及びこれらに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求め、原告 D は、被告アルバに対して、労働契約上の地位の確認を求めるとともに、賃金請求権に基づき、原告 D に対する令和 5 年 1 月末日から本判決確定の日まで毎月末日限り、金・・・円及びこれらに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以 上

証 拠 方 法

- | | | |
|---|---------|-----------|
| 1 | 甲第 1 号証 | 履歴事項全部証明書 |
| 2 | 甲第 2 号証 | 履歴事項全部証明書 |
| 3 | 甲第 3 号証 | 事業譲渡契約書 |
| 4 | 甲第 4 号証 | 覚書 |

5	甲第5号証	通知書
6	甲第6号証	通知書

附 属 書 類

1	訴状副本	4通
2	甲号証写し	各5通
3	証拠説明書	5通
4	資格証明書	2通
5	訴訟委任状	3通

(別紙)

譲渡資産目録

- 1 東京都あきる野市網代380-口上にある一切の建物・構造物（登記の有無を問わない）
- 2 東京都あきる野市網代390、391上にある一切の建物・構造物（登記の有無を問わない）
- 3 東京都あきる野市網代392、393、394、398上にある一切の建物・構造物（登記の有無を問わない）
- 4 第1項ないし第3項記載の建物・構造物内にある動産類
- 5 車両運搬具
 - (1) 軽トラック（スズキ製「キャリィ」）
 - (2) 軽貨物自動車（三菱自動車製「ミニキャブ」）
- 6 飼育馬
 - (1) . . .
 - (2) . . .
 - (3) . . .
 - (4) . . .
 - (5) . . .